第二十一号様式　（平26内府令49・全改、令元内府令２・令２内府令75・一部改正）

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

【提出書類】　発行登録追補書類

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】(1)

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】

【発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態】(2)

【今回の募集（売出）金額】(3)

【発行登録書の内容】(4)

(1)【提出日】

(2)【効力発生日】

(3)【有効期限】

(4)【発行登録番号】

(5)【発行予定額又は発行残高の上限】

【これまでの募集（売出）実績】(5)

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	償還年月日	償還金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)

実績合計額(円)		償還総額(円)		減額総額(円)		

【残高】(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)　　円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】⑹　　名称

（所在地）

第一部【証券情報】

第１【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)】

⑴【投資法人の名称】

⑵【内国投資証券の形態等】

⑶【発行（売出）数】

⑷【発行（売出）価額の総額】

⑸【発行（売出）価格】

⑹【申込手数料】

⑺【申込単位】

⑻【申込期間】

⑼【申込証拠金】

⑽【申込取扱場所】

⑾【払込期日】

⑿【払込取扱場所】

⒀【引受け等の概要】

⒁【振替機関に関する事項】

⒂【手取金の使途】

⒃【その他】

第２【新投資口予約権証券】

⑴【投資法人の名称】

⑵【新投資口予約権証券の形態等】

⑶【発行数】

⑷【割当日】

⑸【新投資口予約権の内容】

①【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の形態等】

②【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の数】

③【新投資口予約権の行使時の払込金額】

④【新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額】

⑤【新投資口予約権の行使期間】

⑥【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】
⑦【新投資口予約権の行使の条件】
⑧【自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】
⑨【新投資口予約権の譲渡に関する事項】
⑹【引受け等の概要】
⑺【振替機関に関する事項】
⑻【手取金の使途】
⑼【その他】

第３【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】
⑴【銘柄】
⑵【投資法人債券の形態等】
⑶【券面総額】
⑷【各投資法人債の金額】
⑸【発行（売出）価額の総額】
⑹【発行（売出）価格】
⑺【利率】
⑻【利払日及び利息支払の方法】
⑼【償還期限及び償還の方法】
⑽【募集の方法】
⑾【申込証拠金】
⑿【申込期間】
⒀【申込取扱場所】
⒁【払込期日】
⒂【払込取扱場所】
⒃【引受け等の概要】
⒄【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】
⒅【振替機関に関する事項】
⒆【投資法人の登録年月日及び登録番号】
⒇【手取金の使途】
(21)【その他】

第二部【参照情報】⑺

第１【参照書類】

法第27条において準用する法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間　第　期（自　　年　　月　　日　至　　年　　月

日）　　年　　月　　日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

計算期間　第　期中（自　　年　　月　　日　至　　年　　月　　日）　　年　　月　　日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（　　年　　月　　日）までに、臨時報告書を　　年　　月　　日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を　　年　　月　　日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

⑴　削除

⑵　発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態

今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の形態（法第2条第1項第11号に掲げる投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）の別等）を記載すること。

⑶　今回の募集（売出）金額

今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

⑷　発行登録書の内容

a　「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。

b　「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。

c　「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う内国投資証券の形態が投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）で

あるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された投資法人債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される投資法人債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

(5) これまでの募集（売出）実績

a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。b(c)において同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、a(a)に準じて記載すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。

(d) 今回発行登録により募集を行う内国投資証券の形態が投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された投資法人債券のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される投資法人債券の償還期日及び償還額を記載すること。

(6) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(7) 参照情報

a　臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第２項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

b　訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。